

議第8号

学校運営協議会委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第47条の5第2項及び鶴岡市立学校における学校運営協議会設置規則(令和2年 鶴岡市教育委員会規則第6号)第7条第3項の規定に基づき、学校運営協議会委員を別紙のとおり任命するものとする。

令和5年4月19日提出

鶴岡市教育委員会
教育長 布川 敦